

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

特定事業の選定

平成 27 年 5 月 29 日

鈴鹿市

鈴鹿市（以下「市」という。）は、鈴鹿市清掃センター改修対策事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）」に準じて実施することとし、同法第 5 条の規定により実施方針を策定し、平成 27 年 4 月 8 日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

1 事業概要

(1) 事業名

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

(2) 公共施設の管理者の名称

鈴鹿市長 末松 則子

(3) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(4) 事業目的

鈴鹿市清掃センターは、平成 15 年 12 月に竣工し、供用開始から約 11 年が経過しており、経年劣化が見られる設備も存在している。しかしながら、施設全体の状況を鑑みると、計画的かつ効率的な維持管理や更新を行うことにより、大幅な延命化が見込まれる。

以上を踏まえ、市では、清掃センターについて、ストックマネジメントの考え方を導入し、大幅な延命化を行う「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」の実施を計画している。

本事業は、基幹的設備改良工事及び管理運営に関連する一連の業務について、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用し、効率的かつ効果的な運営維持管理や施設更新を図ることを目的としている。

(5) 本施設の概要

一般廃棄物処理施設 (工場棟)	施設所在地	三重県鈴鹿市御菌町 3688 番地
	処理能力	270t/日 (90t/日×3 炉)
一般廃棄物処理施設 に関するその他施設	清掃センター 〔工場棟、計量棟、資源ごみ回収所、洗車場、倉庫・油庫、調整池・植栽（法面含む）・外構・駐車場、その他施設〕 小動物焼却施設（敷地外）	

(6) 事業内容

1) 事業方式

DBO方式

2) 事業期間

- ・設計期間 : 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで 1 年間
- ・建設期間 : 平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月まで 4 年間
- ・管理運営期間 : 平成 29 年 4 月から平成 46 年 3 月まで 17 年間
(※平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月は管理運営準備業務期間)

3) 事業者の業務内容

(ア) 基幹的設備改良工事

- ①設計・施工業務
- ②仮設工事
- ③安全衛生管理, その他施設機能の確保
- ④試運転, 総合性能確認試験業務
- ⑤許認可申請業務
- ⑥生活環境影響調査の予測評価に必要な資料作成
- ⑦その他関係法令等の遵守

(イ) 管理運営業務

- ①受付管理業務
- ②運転管理業務
- ③維持管理業務
- ④環境管理業務
- ⑤情報管理業務
- ⑥関連業務

4) 事業者の収入

(ア) 基幹的設備改良工事に係る対価

市は, 本施設の基幹的設備改良工事に係る対価について, 設計建設業者に支払う。

(イ) 管理運営業務に係る対価

市は, 本施設の管理運営業務に係る対価を委託料として, 管理運営期間にわたり S P C に支払う。委託料は, 物価変動に基づき, 年に 1 回改定するものとする。

なお, 委託料は, 固定費と変動費 (一般廃棄物の処理量に応じて増減) で構成されるものとする。

2 市が直接事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・市の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO事業として実施することの定性的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	—	—	—
②基幹的設備改良工事に係る費用の算出方法	基幹的設備改良工事費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・市が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO事業として実施する場合の費用は、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③管理運営業務に係る費用の算出方法	管理運営費 ・人件費 ・点検補修費 ・用役費 ・その他費用	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・市が直接実施する場合の費用のうち、人件費、用役費、その他費用については市の管理運営実績をもとに設定。点検補修費については、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO事業として実施する場合の費用は、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。

項目	市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
④資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/3を乗じて設定。 ・起債について、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間15年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
⑤施工監理費用	施工監理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的設備改良工事費を踏まえて設定。
⑥その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益・法人税等	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO事業として実施する場合は、アドバイザー費、モニタリング費、SPC経費、SPC利益・法人税等を計上。

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	環境省その他で広く一般的に用いられている値を採用
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、3.82%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①市が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	13,821,173 千円	交付金を控除済み
②DBO事業として実施する場合 (現在価値ベース)	13,293,356 千円	交付金及び税収を控除済み
③VFM (金額)	527,817 千円	①－②
④VFM (割合)	3.82%	③÷①

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 基幹的設備改良工事及び管理運営の効率化

本事業は、施設を稼働しながら設備の改良工事を行うという特殊性を有しているため、事業者が本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営業務を一貫して実施することにより、工事と管理運営の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

2) 長期的な視点に基づく管理運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、管理運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による管理運営内容の向上が期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、3.82%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。